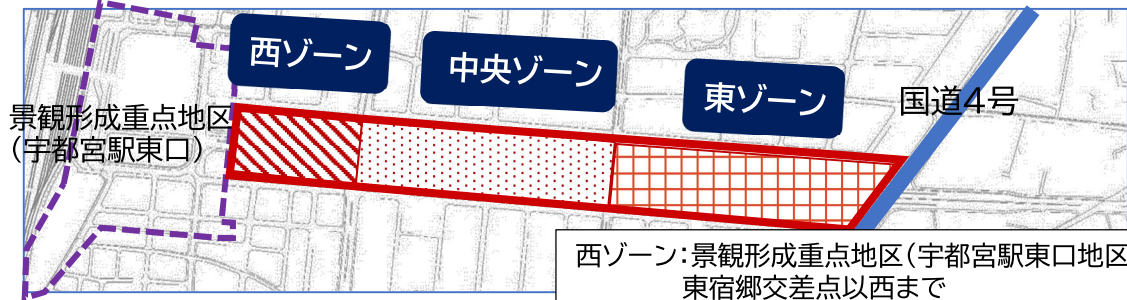


景観形成重点地区等(鬼怒通り駅東地区)の概要

① 位置及び区域

東宿郷1丁目から 6 丁目までの一部で、下図に示すエリア



西ゾーン: 景観形成重点地区(宇都宮駅東口地区)東端から東宿郷交差点以西まで
中央ゾーン: 東宿郷交差点以東から都市計画道路 3・5・104 駅東口今泉線と鬼怒通りとの交差点以西まで
東ゾーン: 都市計画道路 3・5・104 駅東口今泉線と鬼怒通りとの交差点以東から国道4号まで

② 景観形成の目標と基本方針

【景観形成の目標】

宇都宮の顔となる通りとしての風格を持ち、昼も夜も楽しめる景観の形成

【景観形成の基本方針】

- 1 宇都宮の顔となる景観の形成
- 2 乗って歩いて楽しい景観の形成
- 3 昼夜それぞれの魅力が感じられる景観の形成
- 4 沿道の環境に応じた景観の形成

③ 行為の制限について

ア 景観形成基準(建築物・工作物)

項目			景観形成基準		
			西ゾーン	中央ゾーン	東ゾーン
建築物・工作物	形態意匠	形態	○鬼怒通りに面する建築物の中高層階（3階床高さ以上）の壁面位置は、周辺の壁面位置と揃えるよう努める。		
		色彩	○中高層階は街並みに圧迫感を与えないように配慮した色彩とし、低層階の部分は、歩行者空間の賑わいを演出するため、中高層階と同系の色相を基本としやや色味を持たせる。 ・建築物の屋根・外壁の色彩は、Y R（黄赤）やY（黄）系、N（グレー）系の低彩度・高明度色を基本とし、マンセル値については別表1のとおりとする。 ※自然素材を使用する場合や、アクセントカラーとして屋根・外壁の1／4（25％）の範囲において慎重に用いる場合は、この限りでない。		
		その他	○風格ある街並みを形成するため、大谷石などの地場産材や自然素材を効果的に使用する。		
			○宇都宮の玄関口にふさわしい街並みの形成を目指す景観形成重点地区(宇都宮駅東口地区)と連続した景観形成に努める。		

項目		景観形成基準		
		西ゾーン	中央ゾーン	東ゾーン
建築物・工作物	建築物の1階部分の配置・形態	○快適な空間の創出のため、鬼怒通りに面する壁面の後退や公共空間と連続したオープンスペースの確保などに努める。		
		○低層階の商業店舗は、ショーウィンドー等を配置し、ガラス張りなど開放的な造りとなるよう努める。 ○シャッターを設置する場合は、まちの賑わいを分断しないようシースルーシャッターとするよう努める。	○低層階の壁面は、周辺の住宅地景観に配慮して落ち着いた雰囲気とするよう努める。	
	照明	○風格のある良好な夜間景観を形成するため、鬼怒通りに面するショーウィンドーやオープンスペースなどへの照明の設置に努める。		
		○賑わいを演出するため、鬼怒通りに面する建築物の低層階の壁面は、ライトアップやイルミネーションを行うように努める。	○落ち着いた雰囲気を演出するため、鬼怒通りに面する建築物は、フットライト等の設置に努める。	
	付属施設等の配置等	○機械式駐車場や室外機、ごみ集積所等の付属施設は、配置の工夫や植栽による修景等により鬼怒通りからの見え方に配慮するとともに、建築物と調和した色彩とする。 ○自動販売機は、周辺の景観に調和するよう位置、色彩に配慮する。		
緑の保全・緑化	○潤いのある景観を形成するため、敷地内や建築物の壁面等を積極的に緑化する。 ・緑化面積の敷地面積に対する割合を1／10（10％）以上確保する。 ・季節感のある花や緑を用い、まちなみを彩る植栽に努める。			
平面駐車場		○鬼怒通りに面して設置する場合は、植栽帯などにより鬼怒通りに面する部分にまちなみを彩る植栽を行う。 ○工作物等は周辺と調和した色彩とし、別表1のとおりとする。		
その他		○市全域の景観計画の届出対象行為（以下「大規模行為」という。）に該当する建築物及び工作物については、上記の基準のほか、大規模行為の制限内容（上記制限内容を除く。）についても遵守する。		

イ 景観形成基準(屋外広告物)

	景観形成基準		
	西ゾーン	中央ゾーン	東ゾーン
共通基準			
意匠 (形態、色彩等)	○建築物や周辺環境との調和がとれた意匠とする。 ○色彩は、地色に高彩度色の使用を避け、周囲の景観に調和したものとする。(別表2)ただし、広告物の地色の1／3以内で使用する場合はこの限りではない。 ※文字、記号(社章含む)等については、この限りではない。 ※無彩色については、制限を設けない。		
配置・位置	○歩行者の視点やライトライン車窓からの眺望・見通しに配慮した表示位置とする。		
その他	○過度に点滅する照明は使用しない。	○広告物の照明は、必要最小限の光量とし、点滅照明、動光及び映像装置を使用しない。	
種類別基準			
屋上広告物	○表示内容が文字・記号のもので、地色が白もしくは建築物と調和する色彩で単色のものに限る。		
突出広告物 (袖看板)	○突出し幅は建築壁面から2 m以内とする。 ○道路に突き出す場合は以下の通りとする。 ・突き出し幅は道路上の出幅1 m以内とする。 ・高さは地上から下端までが歩道上にあっては2. 5 m以上、それ以外は4. 5 m以上とする。 ○表示面積は1面に付き1 0 m ² 以内でかつ合計2 0 m ² 以内とする ○建築物の3階床高さ以上に設置する場合は店舗・事業所名に限る。	○突出し幅は建築壁面から2 m以内とする。 ○道路へ突き出すことはできない。 ○表示面積は1面に付き5 m ² 以内でかつ合計1 0 m ² 以内とする。	
独立広告物	○1敷地内の表示面積の合計は2 0 m ² 以内とする。 ○1広告物の高さは6 m以下とする。(ただし、複数の営業所等を集約し、共同で設置する広告物については高さ1 0 mまで可能とする。)		
壁面広告物	○建築物の3階床高さ以上の部分には表示しない。ただし次に該当するものはこの限りではない。 ・表示面積の合計は表示する建築物の3階床高さ以上の壁面積の1 / 1 0 (1 0 %)以内とする。 ・建物名、店舗・事業所名、社章のみの表示とする。 ・箱文字等で壁面との調和に配慮された意匠とする。(ただし窓面は除く。) ○建築物の3階床高さ未満の部分の表示面積の合計は、表示する壁面積の1 / 3 以内とする。		
その他	○上記に記載のない事項については、宇都宮市屋外広告物条例に基づく基準を準用する。		

ウ 届出等対象行為

対象行為	届出対象規模
建築物及び工作物の新築, 増築, 改築若しくは移転	すべて(建築確認が必要なもの)
建築物及び工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	変更の範囲が建築物及び工作物の各立面において1/2(50%)を超えるもの
都市計画法で規定する開発行為	当該行為の土地の区域の面積が10,000 m ² (1ha)を超えるもの
平面駐車場の新設	すべて
対象行為	許可申請対象規模
屋外広告物の設置・表示	すべて(自己の敷地に表示する場合は5 m ² を超えるもの)

■ 色彩基準について

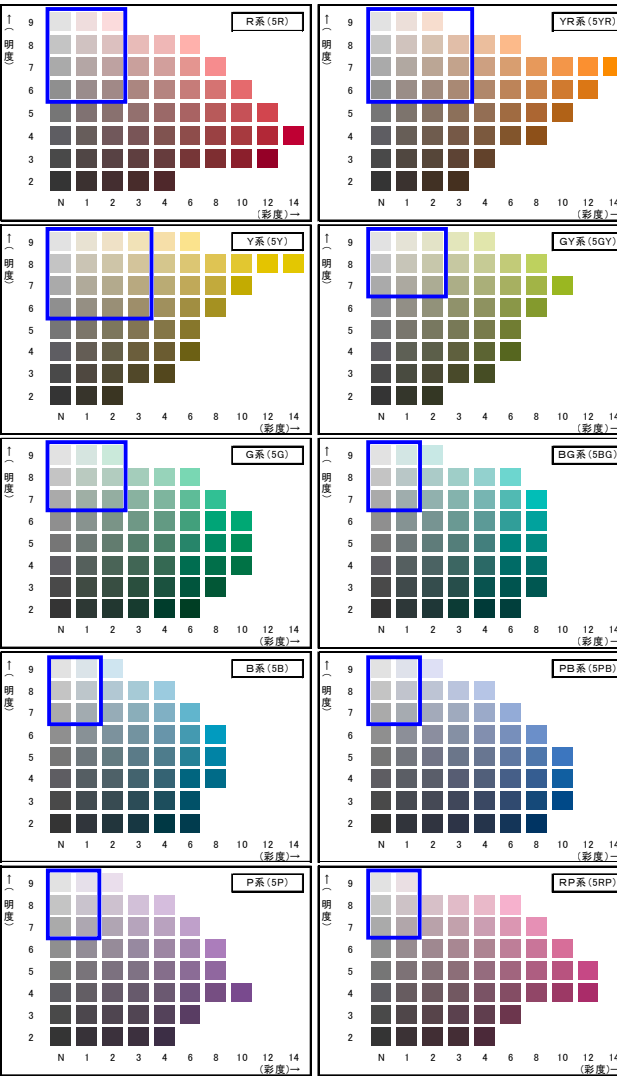
● 建築物・工作物(屋根・外壁)の色彩基準

別表1

色相	明度	彩度
YR(黄赤)、Y(黄)	6以上	3以下
R(赤)	6以上	2以下
G(緑)、GY(緑黄)	7以上	2以下
B(青)、BG(青緑)、P(紫) PB(紫青)、RP(赤紫)	7以上	1以下
N(無彩色)	6以上	—

アクセントカラーとして、屋根・外壁の1/4(25%)の範囲において慎重に用いる場合は、この限りでない。

 色彩の適用範囲



● 屋外広告物の色彩基準

別表2

色相	明度	彩度
R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)	—	8以下
G(緑)、GY(緑黄)、P(紫) PB(紫青)、RP(赤紫)	—	6以下
B(青)、BG(青緑)	—	4以下

広告物の地色の1/3以内で使用する場合は、この限りではない。

